

# ■ 錦江町定額給付金のお知らせ

現在、定額給付金の給付に向けて準備を進めていますので、その概要についてお知らせします。

## ■ 実施の目的

定額給付金事業は、景気後退下での町民の皆様の不安に対処するため、家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、各世帯に広く給付し、消費を増やしていただくことで、地域の経済の活性化につなげるものです。

## ■ 給付対象者

定額給付金の給付対象者は、平成 21 年 2 月 1 日（基準日）において、次の要件のいずれかに該当する人

- ① 錦江町の住民基本台帳に記録されている人
- ② 錦江町の外国人登録原票に登録されている人（短期滞在の在留資格で在留する者、不法滞在者を除く）

## ■ 申請・受給者

定額給付金の申請・受給者は、上記の給付対象者ごとに次のとおりです。

- ・上記①については、その者の属する世帯の世帯主
- ・上記②については、登録されている本人

## ■ 給付額

給付額は、給付対象者 1 人につき 1 万 2 千円です。ただし、平成 21 年 2 月 1 日（基準日）において、65 歳以上の人・18 歳以下の人については、1 人につき 2 万円となります。

## ■ 申請・給付方法

具体的な給付開始時期や申請方法などが決まり次第、町民の皆様にお知らせします。

## ■ 申請期限

給付申請受付開始日から 6 ヶ月以内。

## 【給付例】

氏名	続柄	年齢	給付額
錦江 太郎	本人(世帯主)	45	12,000円
錦江かあ子	妻	41	12,000円
錦江 山男	子	10	20,000円
錦江 海子	子	9	20,000円
錦江 大滝	父	75	20,000円
錦江 花瀬	母	72	20,000円
合計			104,000円

## ！ 定額給付金はまだ始まっていません！ 詐欺に注意してください！

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。「定額給付金」については、まだ、町民の皆様にご連絡や給付を行う段階ではありません。

具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたしますので、定額給付金に関して、次のことに注意をお願いします。

- 役場や総務省などが A T M（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- A T M を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。
- 役場や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
- 現時点で、役場や総務省などが市民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

## 【お問い合わせ先】

錦江町役場 企画課 未来形成チーム ☎ 0994-22-3032

